



みんなの労災保険組合



■電話 9:00-20:00

03-6869-5398／070-1180-2082（直通）

■お問い合わせフォーム

<https://min631.com/applications-info/>



目 次

- 労災加入のメリット・みんな労の特長・・・p3
- ご加入方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・p4
- 取纏めのご加入について・・・・・・・・・・p5
- 補償内容について・・・・・・・・・・・・・・・・p6
- 具体的な補償例・・・・・・・・・・・・・・・・p7
- 料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・p8・p9
- ご加入を検討されている方へ・・・p10～p12
- Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・p13

みんなの労災保険組合は…

みんな労は東京都から承認を受けた
労災保険組合です。

フリーランスの皆様が安心して
日々のお仕事に取り組めるよう
努めてまいります。





\\ 労災保険加入のメリット //

労災保険は国の制度です

万が一の時の五つの補償

療養

休業

障害

傷病

葬祭料等

※P6 参照



保険料は

経費計上できます

労災加入料 など
経費計上することができます

※ご担当の税理士さんにご相談ください



\\ みんなの特長 //

早い・簡単



インターネットで全国どこからでも加入でき、最短当日で加入番号を取得でき、1カ月度から加入可能です。
※申し込み当日18時までご入金の場合

安心・安全



厚生労働省・東京労働局から承認を得た**独立した団体**です。運営業務への参加義務等は一切ありません。
※母団体：全国建設業親方労災保険組合

充実のサポート



電子PDFとカード型の加入証明証を発行します。
給付請求の手数料も**完全無料**でサポートいたします。

ご加入方法

＼ ご加入までの流れ ／



※ご入金いただいた当日に、労働保険番号発行、PDFのメール送信を致します。

※**お手元に、身分証明書と、業務委託がわかる書類をご用意ください**

※業務委託がわかる書類：業務委託契約書・請求書・領収書などお取引先が明確にわかるもの

個人でご加入の方

●お申し込み名義人と、お振込み・クレジットカードの名義は、同一でなくても構いません（代理でのお支払い）。**その際はお申し込みフォームに名義人のご入力をお願いいたします。**

●みんなから、PDFなどの大切なメールが届きます。「@min631.com」をお受け取りいただけるよう、あらかじめ、メールの設定をお願いいたします。



こちらのQRコードを読み取ってLPの下の方にある
お申し込みフォームからお申し込みください



ご加入方法

取り纏め

一度に複数人のご加入をされる方

みんな労では「取纏め加入」を承っております

ここをクリック！
10人以上
同時に加入作業ができます

- 会社でまとめて加入する
 - お友達・ご家族と一緒にまとめて加入する などの場合
- クレジットカードやお振込み名義人と、加入者様が違う
(代表様がお支払いをする・代理で支払う)
- メール送信先を一か所にしたい
- カードの送付先を一か所にしたい
- ご加入者様を会社で管理したい
- 領収書を会社名義にしてほしい
- 士業の方が代理で申請する・入金する

などの手続きに対応しております。お申し込みフォームからお気軽にご利用ください。

また、ご不明点は、お電話にて承っております。

こちらのQRコードを読み取ってLPの下の方にある
お申込みフォームからお申し込みください



補償内容

保険給付の種類・内容		支給事由
■療養（補償）等給付 労災病院または労災指定病院等において必要な治療等が無料で受けられます。それ以外の医療機関等で治療等を受けた場合には、治療等に要した費用が支給されます。		仕事または通勤によるケガや病気により療養するとき
■休業（補償）等給付 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%（特別支給金20%と合わせて80%）が支給されます。		■休業（補償）等給付 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%（特別支給金20%と合わせて80%）が支給されます。
■障害（補償）等給付 年金：1年当たり給付基礎日額の313日(第1級)～131日(第7級)分が支給されます。	障害（補償）等 年金	仕事または通勤によるケガや病気の状態が安定し、治療してもこれ以上改善しない状態（「治ゆ（症状固定）」と言います。）となり、障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき
一時金：給付基礎日額503日分(第8級)～56日(第14級)分が支給されます。	障害（補償）等 一時金	仕事または通勤によるケガや病気（治ゆ（症状固定））した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき
■傷病（補償）等年金 1年当たり給付基礎日額の313日(第1級)～245日(第3級)分が支給されます。		仕事または通勤によるケガや病気（傷病）が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき（1）傷病が治ゆ（症状固定）していないこと（2）傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること
■遺族（補償）等給付 年金：遺族の人数に応じ、1年当たり給付基礎日額の245日(4人以上)～153日(1人)分が支給されます。	遺族（補償）等 年金	仕事または通勤が原因で死亡したとき被災した特別加入者（労働者）の死亡当時にその収入によって生計を維持されていたなど、所定の要件を満たした配偶者等の遺族に対し支給されます。
一時金：右記(1)の場合は給付基礎日額の1000日分が、(2)の場合、1000日分から既に支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。	遺族（補償）等 一時金	（1）遺族（補償）等年金を受ける遺族がないとき（2）遺族（補償）等年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）等年金を受けられる者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき
■葬祭料等（葬祭給付） 31万5千円に、給付基礎日額30日分を加えた額または給付基礎日額60日分のうち、いずれか高い方の額が支給されます。		仕事または通勤が原因で死亡した方の葬祭を行うとき

具体的な補償例

※あくまで一例ですので、この通り支給されない場合もあります。

補償例1	補償例2	補償例3
給付基礎日額 3,500円型 の場合		
 ビルの設備点検中、バランスを崩して1.5m高の脚立から落下してしまった。かかとを骨折してしまい、しばらく仕事ができなくなりました。	傷病名：左踵骨 骨折 休業期間：76日間	
療養（補償）等給付	休業（補償）等給付	
治療費 全額補償	204,400円 $3,500円型 \times 0.8(8割) \times (76日 - 3日(免責期間))$	

補償例1	補償例2	補償例3
給付基礎日額 25,000円型 の場合		
 エアコンの室外機撤去時、ガス抜きをしていたが電源が外れておらず、ガスが引火して室外機が爆発してしまった。それにより負傷しドクターヘリで病院へ救急搬送され入院となった。	傷病名：胸・腹・左足頭部 裂傷/火傷 等 休業期間：53日間	
療養（補償）等給付	休業（補償）等給付	
治療費・入院費 ※全額補償	1,000,000円 $25,000円型 \times 0.8(8割) \times (53日 - 3日(免責期間))$	

※諸条件有

補償例1	補償例2	補償例3
給付基礎日額 10,000円型 の場合		
 現場に車で向かう途中、見通しの悪い交差点で一時停止後に左折をしようとして発進したところ、右から来た車に衝突し、負傷してしまった。	傷病名：頸椎捻挫 休業期間：14日間	
療養（補償）等給付	休業（補償）等給付	
治療費 全額補償	88,000円 $10,000円型 \times 0.8(8割) \times (14日 - 3日(免責期間))$	

料金表

みんななら

◆価格表にある以外の料金は掛かりません◆

- ※入会金・組合費・会費、その他の名目の費用は一切いたしません。
- ※万が一の時の書類作成料も無料です。
- ※自分に合ったお支払いのスタイルをお選びください。
- ※お振込みの手数料はご負担をお願いいたします



年度加入

加入日(最短で申し込みの翌日)から当該年度3月末日までとなります

給付基礎日額	支払方法	加入月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 (15カ月)	2月 (14カ月)	3月 (13カ月)
¥3,500	年払い・銀行振り込み	¥23,831	¥23,512	¥23,193	¥22,873	¥22,554	¥22,235	¥21,916	¥21,596	¥21,277	¥24,789	¥24,470	¥24,150
	年払い・クレジットカード												
	月払い・クレジットカード	¥3,980 / 月 (初回のみ¥5,980)											
¥10,000	年払い・銀行振り込み	¥35,950	¥35,038	¥34,125	¥33,213	¥32,300	¥31,388	¥30,475	¥29,563	¥28,650	¥35,950	¥35,038	¥34,125
	年払い・クレジットカード												
	月払い・クレジットカード	¥5,980 / 月 (初回のみ¥8,980)											

短期加入

加入日(最短で申し込みの翌日)から当該月度末日までとなります
複数名加入(団体加入)はクレジット決済も可能です

給付基礎日額	支払方法	加入月数		
		1カ月度	2カ月度	3カ月度
¥3,500	銀行振り込み	¥8,969	¥12,639	¥15,958
¥10,000	銀行振り込み	¥9,563	¥13,825	¥17,738

※期間に注意※
短期加入の例

- 例1) 12月15日に短期1カ月度で申し込みの場合、有効期間は12/16～12/31となります
例2) 3/31に短期3カ月度で申し込みの場合、有効期間は4/1～6/30となります

給付基礎日額別・料金表

日額基礎給付とは…休業補償等給付・障害補償等給付・遺族補償等給付などの給付の際に、いくら給付されるかの基本の金額です。

ご自身の「日当」(年収÷365日)を計算していただき、それに近いものをお選びください。

また、3,500円型・10,000円型以外のタイプにご加入されるときは、一旦、3,500円型をお選びいただき、備考欄にご希望の金額タイプをご入力ください。

※給付基礎日額の設定は下記表中のみです。

※加入に際し、収入証明の提出を求められる場合があります。



給付基礎日額	加入月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 (15ヵ月)	2月 (14ヵ月)	3月 (13ヵ月)
¥3,500	¥23,831	¥23,512	¥23,193	¥22,873	¥22,554	¥22,235	¥21,916	¥21,596	¥21,277	¥24,789	¥24,470	¥24,150
¥4,000	¥24,380	¥24,015	¥23,650	¥23,285	¥22,920	¥22,555	¥22,190	¥21,825	¥21,460	¥25,475	¥25,110	¥24,745
¥5,000	¥25,475	¥25,019	¥24,563	¥24,106	¥23,650	¥23,194	¥22,738	¥22,281	¥21,825	¥26,844	¥26,388	¥25,931
¥6,000	¥26,570	¥26,023	¥25,475	¥24,928	¥24,380	¥23,833	¥23,285	¥22,738	¥22,190	¥28,213	¥27,665	¥27,118
¥7,000	¥27,665	¥27,026	¥26,388	¥25,749	¥25,110	¥24,471	¥23,833	¥23,194	¥22,555	¥29,581	¥28,943	¥28,304
¥8,000	¥28,760	¥28,030	¥27,300	¥26,570	¥25,840	¥25,110	¥24,380	¥23,650	¥22,920	¥30,950	¥30,220	¥29,490
¥9,000	¥34,855	¥34,034	¥33,213	¥32,391	¥31,570	¥30,749	¥29,928	¥29,106	¥28,285	¥37,319	¥36,498	¥35,676
¥10,000	¥35,950	¥35,038	¥34,125	¥33,213	¥32,300	¥31,388	¥30,475	¥29,563	¥28,650	¥38,688	¥37,775	¥36,863
¥12,000	¥38,140	¥37,045	¥35,950	¥34,855	¥33,760	¥32,665	¥31,570	¥30,475	¥29,380	¥41,425	¥40,330	¥39,235
¥14,000	¥40,330	¥39,053	¥37,775	¥36,498	¥35,220	¥33,943	¥32,665	¥31,388	¥30,110	¥44,163	¥42,885	¥41,608
¥16,000	¥42,520	¥41,060	¥39,600	¥38,140	¥36,680	¥35,220	¥33,760	¥32,300	¥30,840	¥46,900	¥45,440	¥43,980
¥18,000	¥49,710	¥48,068	¥46,425	¥44,783	¥43,140	¥41,498	¥39,855	¥38,213	¥36,570	¥54,638	¥52,995	¥51,353
¥20,000	¥51,900	¥50,075	¥48,250	¥46,425	¥44,600	¥42,775	¥40,950	¥39,125	¥37,300	¥57,375	¥55,550	¥53,725
¥22,000	¥54,090	¥52,083	¥50,075	¥48,068	¥46,060	¥44,053	¥42,045	¥40,038	¥38,030	¥60,113	¥58,105	¥56,098
¥24,000	¥56,280	¥54,090	¥51,900	¥49,710	¥47,520	¥45,330	¥43,140	¥40,950	¥38,760	¥62,850	¥60,660	¥58,470
¥25,000	¥57,375	¥55,094	¥52,813	¥50,531	¥48,250	¥45,969	¥43,688	¥41,406	¥39,125	¥64,219	¥61,938	¥59,656

ご加入を検討されている方へ

労災保険とは

・労災保険（労働者災害補償保険）は、政府管掌の社会保険制度であり労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。

・労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などから、労働者に準じて保護することが適当であると認められる方は、労災保険へ特別に労災保険加入できることを認めています。

これが、特別加入制度の労災保険です。

・フリーランス・一人親方や、個人事業主、自営業等の事業を行っている方の特別加入について、「みんなの労災保険組合」からの加入手続、特定事業を行う方の加入時健康診断（特定業）、業務災害対応などを説明しています。

・特別加入を希望する方はもちろん、すでに加入されている方もご一読いただき、特別加入制度についてご理解いただけますようお願いいたします。

労働者とは

・労働基準法の第9条に記載されている「労働者」とは、「**事業又は事務所に使用され賃金を支払われる者をいう**」と規定されています。

・これは、法人や個人に限らず、事業主や事業を行う者などから使用され、労働の対価として「**賃金（給与や時間給であって、出来高ではない）**」を支払われる者のことです。

・労働基準法の「労働者」に当たるか否か、（労働者性と言う）は、この規定に基づき、以下の2つの基準で判断されます。

- ・労働が他人の指揮監督下、従属において行われていて労務（労働）を提供しているかどうか
- ・報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

・上記2つの基準を総称して「使用従属性」と呼びます。

請負契約や委任契約といった「契約の形式や名称」ではなく、その契約の内容、労務提供の形態、報酬その他様々な要素から、個別の事実ごとに総合的に判断されます。

・この具体的な判断基準は、労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）（昭和60年12月19日）において、以下のように整理されています。

「使用従属性」に関する判断基準

※使用従属性と判断された場合は、労働基準法上の「労働者」と判断され、特別加入制度の対象ではなく「強制加入の労働者災害補償保険（雇用保険＋労災保険）」への加入となります。

指揮監督下の労働とは、

労働する者に対し「時間・場所・方法」など、制約的支配をされている者です。

時間的支配・場所的支配・作業方法の指示・人事的統率されるかどうかなどです。

請負先から支配されず、自由意思で選択・行うことができる者が、フリーランスや一人親方です。

ただし、複数の人の協力が必要な業務の場合は、相互の協力があって成り立つものですから、働く方のある程度のモラル（始業や終業時間・作業現場・業務や安全管理・仕事場離脱等の報告）などは必要です。

代替性の有無（指揮監督関係を補強する要素）とは、

その業務を自由に「第三者へ委託」することができるかどうかということです。

※個人情報や機密保持がある場合は注意が必要です。

労務対償性とは

報酬が、時間給や月給など「時間を基礎」として計算されるのか、もしくは「成果を基礎」にして計算（支払い）されるかです。

請負い業務をする者が、その業務すべて、もしくは一部を外部の者へある程度自由意思で委託し、その成果を基に、報酬を受け取る者がフリーランスや一人親方です。

労働者性の時間基準判断について

労災保険は、本来、労働者性があれば、1分でも働けば「強制適用の労災保険加入」となります。
そして、特別加入制度は「本来は労働者でない人」を労災保険で保護する制度です。
一人親方やフリーランスの方は、労働時間という「**時間基準**」ではなく「**業務の実態**」で判断していきましょう。

年間100日未満の労働者使用

個人事業主（個人事業主は労働者使用が可能）は、労働者を使用することができます。
それとは別に、基本的には、フリーランスや一人親方の方は、労働者を使用することはできません。
ですから、労働者を使用する場合は、個人事業主として、個人事業主の特別加入が可能です。
ただし、年間100日未満の労働者を使用した場合は、個人事業主の特別加入ではなく、フリーランスや一人親方のための特別加入に入ることになります。

週20時間以上/31日以上

雇用保険や健康保険や厚生年金への強制加入となるか否かの判断基準です。
雇用保険は、労働者を雇用関係から守るための保険制度ですから、労働者を雇用しなければ加入させる必要はありません。
その基準となります。
健康保険や厚生年金は、週20時間以上労働者を使用し、賃金要件も加味されます。
つまり、週20時間以上+31日以上の労働者を使用した場合は、雇用保険の強制適用となり、週20時間以上+賃金要件が基準を超えた場合には、健康保険（協会けんぽ等）も年金（厚生年金）も、使用者と折半となります。
加えて、使用者は、フリーランスや一人親方ではなく、個人事業主の特別加入制度を利用することになります。
特別加入制度を、時間軸で、利用できるかどうか説明されるのは、一人親方やフリーランスの方が「労働者を使用した際に特別加入制度を利用できるかどうか」の質問が多いからでしょう。
個人事業主は、労働者を使用でき、**フリーランスや一人親方の方は、労働者を使用できないという違いを把握しておきましょう。**

まとめ

フリーランスや一人親方、自営業の方は、労働者を使用せず（家族等は問題なし）、自らの技量で業務を遂行する方であり、個人事業主は、労働者を使用することも可能です。
その基準として、労働者を100日未満使用する方は、一人親方やフリーランス、自営業で、一人親方や自営業を営む方の「特別加入制度」からご加入いただけます。
労働者を100日以上使用する方は、個人事業主となり、個人事業主向けの「特別加入制度」からご加入となります。
ただし、個人事業主の方も、労働者を100日未満使用する方は、一人親方や自営業を営む方の「特別加入制度」からご加入が可能です。
自分が特別加入制度へ加入を検討する際には、時間軸で考えず、「**使用従属性**」に関する判断基準を参考に、**労働者性を加味して考慮し、特別加入を検討することが大切です。**

業種	常時使用する労働者数の上限
金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
上記以外（製造・建設等）	300人以下

中小事業主の特別加入は、包括加入（労働者全員含む）が必須となります。また、建設業種以外は、雇用保険も強制同時加入となります

業務災害とは

業務上の災害とは、業務が原因（要因・起因）となり「被災」した状態です。業務遂行上、回避できなく（偶発性・突発性）起きてしまった事です。

偶発性とは、「思いがけず」突発性とは、「突然に」起きてしまったことのことです。

また、業務と傷病との間に一定の因果関係が無くてもはいけません。

業務遂行時（仕事をしているとき）に、業務と傷病に因果関係が認められる被災のことを表します。

療養（補償）給付

仕事をしていて、被災した時の「療養」のための費用を、政府が全額負担してくれます。

療養とは、傷病が治る、または治らないまでも、治療医が治療（なおる事）したが、治療しても完治する見込みがないと判断（症状固定という）するまでの間の治療代や手術代、入院費用や薬代などを政府が全て補償してくれる制度です。

健康保険との違いは

健康保険＝実質3割負担（入院時の食事代も自己負担）

労災保険＝実質0割負担（入院時の食事代も負担なし）

また、労災保険加入時の設定である「給付基礎日額」には一切関係なく、加入者全員がこの補償の対象者になります。

医師からの特段の指定がない限り、個室（差額ベット代）や自由診療、先進医療等は自己負担になります。

一部例を挙げてみました。重度の骨折した時の平均費用は以下の通りです。

2019年4月から6月の症例

大腿骨頸部骨折の平均入院費用

・2,131,499円

1日の平均単価

・62,119円

症例数

・325人

※公益財団法人全日本病院協会（医療費）参考

Q A

加入するにはどのような手続き・審査がありますか？

加入の際に必要な手続きは、本団体のお申し込みフォームに必要事項を入力いただくのみです。審査等はありませんが、

- ・業務委託契約によって仕事を委託された書類を提出できる
- ・身分証明書を提出できる

ことが条件となります。

どの程度の怪我まで保険が下りるのでしょうか？

けがの程度に上限はありません。

ケガの程度が大きく、1年半以上治癒しなかった場合でも、障害（補償）給付などが受けられますし、死亡事故の場合は遺族補償給付や葬祭料の給付が受けられます。

※資料内ページ5.6ページを参照

中小企業主は加入できますか

中小企業主の特別加入制度について簡単にご説明させていただきます。

当団体の取り扱う「第二種特別加入制度」は個人事業主・フリーランスが対象ですが、従業員を雇用している場合でもその日数の合計が年間で100日未満でしたら、ご加入いただけます。

一方で、年間100日以上雇用する場合は「第一種特別加入制度」に当てはまります。

こちらに関しましては大変申し訳ございませんが、当団体から加入することはできません。

事業所と業務委託契約を結び、アパート、マンションの退去後清掃を個人事業主として行なっております。この場合は加入可能でしょうか。

当団体を取り扱う特定フリーランス事業とは、以下二点が条件となります。

1. フリーランス(個人事業主)として企業等から業務委託を受けている事。
2. 特別加入制度の対象の他の業種に該当していないこと。

(運送業、建設業、漁業、林業…)

※清掃業は該当していませんので特定フリーランス業として当団体でご加入可能です。

ちなみに、ご加入の際には業務委託契約が確認できる何かしらの書類を添付していただく必要がございます。

これは業務委託契約書をはじめ、領収書、メッセージやメールのスクショ等、文面で委託元と委託先が記載されているものであれば種類は問いません。



親切に丁寧に安心をお届けする労災グループ

